

「旅客に周知すべき安全情報等に関する一般指針」の一部改正について

1. 背景

我が国において、航空機に搭乗する旅客に周知すべき安全情報等（客席数が30を超える航空機に限る。）については、「運航規程審査要領細則」（平成12年1月28日空航第78号）に規定されており、その安全情報の内容は「旅客に周知すべき安全情報等に関する一般指針」（令和3年3月24日国官参事第1008号。以下「指針」という。）に規定されている。

上記のほか、令和4年に乱気流による旅客・客室乗務員の負傷事故が連続したことを踏まえ、国土交通省航空局において、航空会社に対し、乱気流による負傷事案の未然防止・被害軽減を図るための対応を要請してきたところ。一方で、その後も客室乗務員の負傷事故が発生しており、また海外では、令和6年5月に運航中に乱気流に遭遇し、機内で旅客1名の死亡を含む多数の死傷者が発生する航空事故が発生した。

こうした状況を踏まえ、同様の事案の未然防止・被害軽減を図る観点から、旅客に周知すべき安全情報等について一層の明確化を図るため、指針の一部改正を行う。

2. 指針の改正概要

- ・令和4年1月16日に発生した機体の動揺による乗客の負傷に関する運輸安全委員会の航空事故報告書等を踏まえ、客室乗務員が旅客に対し周知する安全情報のうちシートベルトの着用について、腰の低い位置で緩みのないよう着用することなど旅客の体形等に応じた適切な方法によるシートベルト着用について周知することを定める。
- ・離陸後に周知する安全情報及び安全のしおりに記載する事項のうちシートベルトの着用について、着席中は常時シートベルトを着用することを明確化する。
- ・客室乗務員は、突発的な揺れに遭遇した場合に備え、旅客に対し①「着席中は常時シートベルトを着用すること」及び②「離席中における突発的な揺れに対する負傷防止のための対処方法」を適切な時期に周知することを定める。
- ・FAR121.311(b)を参考に安全のしおりに記載にする事項のうちシートベルトの着用について、地上移動中を含め着席中は常時シートベルトを着用することを明確化する。
- ・運輸安全委員会ダイジェスト第44号（令和6年3月発行）を参考にガイドラインに「運航乗務員・客室乗務員の間や地上との情報共有の方法」、「機体動揺時の被害軽減を図るためシートベルトの適切な着用等」について定める。
- ・誤植及び文言の表現の修正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和8年8月

施行：令和8年8月

以上